

償却資産の明細(課税台帳兼評価調書)についての取扱い変更点

これまで償却資産については「名寄帳」が存在しなかったため、代替として「課税台帳兼評価調書」を発行してきました。令和8年(2026年)1月以降は、国による地方公共団体情報システムの標準化に伴い、従来の様式に代えて「名寄帳兼課税台帳の写し」を発行します。詳細については、以下の内容をご確認ください。

【償却資産 課税台帳兼評価調書・名寄帳兼課税台帳の取扱いについて】

期間	令和7年(2025年)12月まで	令和8年(2026年)1月以降の代替方法
取扱い	<ul style="list-style-type: none">【課税台帳兼評価調書】手数料：無料※上記帳票は、令和8年(2026年)1月以降発行できません。	<ul style="list-style-type: none">【代替方法①】 12月に送付した償却資産申告書に同封の種類別明細書（企業電算申告を除く）をご確認ください。 ※翌年度申告用の資料のため評価額は記載されません。【代替方法②】 名寄帳兼課税台帳の写しを取得してください。 なお、種類別明細書は名寄帳兼課税台帳の写しと合わせて発行します。 <u>(手数料：200円/一納税義務者)</u> ※4・5月は無料
記載内容	氏名、住所、資産の種類別及び合計の取得価額・評価額・決定価格・特例課税標準額・課税標準額など	氏名、住所、合計課税標準額、軽減・減免税額、年税額、期別税額など